

松永駅北口実証実験
「まつながるエキキタポケット de キッチンカー」
実施要項

2026年(令和8年)9月

1. 概要

(1) 目的

本市の松永地域の拠点づくりの取組において、地域住民等との意見交換の場で、「駅北口が昔に比べ店もなくなりさみしい」「何か買う場所があればよい、立ち寄れる場所が欲しい」といった声が多く聞かれた。

こうした状況を踏まえ、本実証実験では、現在通過点となっている松永駅北口において、キッチンカー等を設置することで、通勤・通学者の滞留を促し、駅周辺のにぎわい及び人通りの増加につながる効果を検証する。併せて、地域住民や学生・生徒の利便性向上を図るとともに、北口の魅力向上に資することを目的とする。

(2) 主催者

福山市

(3) 実施期間

2026年(令和8年)10月16日(金)から同年10月31日(土)(うち24日(土)、25日(日)は除く。)まで

各日 午後3時から午後6時30分まで

※ただし10月31日(土)については、午後3時から午後8時まで

※10月17日(土)、18日(日)は福山大学三蔵祭が開催される予定です。

(4) 出店形態

キッチンカー又は自走式の移動式販売車 各日2店舗

(5) 実施場所

JR 松永駅北口

キッチンカー等設置場所は下図の①又は②



(6) 使用可能面積

原則、15 ㎡(奥行 3m×幅 5m)とします(のぼり等の設置面積を含みます。)

2t 車より大きい車両を出店される場合又は 15 ㎡を超えて使用する場合は、ご相談ください。(キッチンカー等に加え、使用箇所にパラソルやいすを設けることも可能です。)

(7) 応募資格

① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定による制限を受けていないこと。

② 本市に納付すべき市税の滞納がないこと。

③ 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

④ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てを行っていないこと(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)

⑤ 迅速かつ具体的な連絡及び調整が可能であること。

⑥ 次のいずれにも該当していないこと。

ア 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が事業の経営に実質的に関与していると認められるとき。

イ 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは上記エに該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

⑦ 次にすべて該当する者であること。

ア 食品衛生法に基づく営業許可(広島県内全域又は福山市内一円)がある者

イ 食品衛生責任者等資格を有する者

ウ 生産物賠償責任保険(PL保険)等に参加している者

(8) 出店料

無料

(9) 申込について

① 担当課

福山市市民局松永支所松永地域振興課

〒729-0104 福山市松永町3丁目1番29号

TEL (084)934-5443(直通)

電子メール matsunaga-chiikishinkou@city.fukuyama.hiroshima.jp

② 申込方法

ア 次の URL 又は QR からお申込みください。

(インターネット側 PC 用直接リンク用 URL)

https://apply.e-tumo.jp/city-fukuyama-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=31849



(LINE 連携用直接リンク用 URL)

<https://apply.e-tumo.jp/city-fukuyama-hiroshima-u/line/authorize?tempSeq=31849&openExternalBrowser=1>



イ 次の書類を、担当課まで持参又は郵送してください。

- ・「まつながるエキキタポケット de キッチンカー」出店申込書
- ・【別紙】提供商品リスト
- ・福山市保健所等の出店に必要な許認可証の写し(許可の条件に”移動販売車”と車両No.の表示があるもの)
- ・出店するキッチンカー等の写真(車両 No.が写っている全景写真)

③ 申込に係る注意事項

次の日程に対する申込みについては、アは3日間、イは2日間の連続で出店できる事業者に限ります。

ア 2026年(令和8年)10月16日(金)、17日(土)、18日(日)

イ 2026年(令和8年)10月30日(金)、31日(土)

(例)

10月16日(金)、18日(日)での出店希望→×

10月29日(木)、31日(土)での出店希望→×

④ 申込期間

2026年(令和8年)9月18日(金)から30日(水)まで

出店希望日が重複した場合は、市内事業者を優先します。同一優先順位の事業者で重複した場合は、抽選を行います。

⑤ 抽選について

特定の日に予定数以上の申込みがあった場合には、担当課職員による厳正なる抽選を行い、2026年(令和8年)10月5日(月)までに申込書に記載のメールアドレス

に結果を送信します。

⑥ キャンセル・内容変更

ご都合によりキャンセルや内容変更が必要になった場合は利用予定日から 5 日前までにご連絡ください。やむを得ない理由により急遽、利用を取りやめる場合は、速やかにその旨をご連絡ください。

(10) 当日運営について

① 時間

- ・車両搬入は、各日午後2時から午後3時の間に行ってください。
- ・車両搬出は、各日午後6時30分から午後7時の間に行ってください。
- ・当日は実施場所へ直接、時間厳守でお越しください。

② 清掃・ごみ処理

出店及び販売にあたって発生するごみは出店者でお持ち帰りください(購入者が捨てた包装紙等も含む)。購入者が飲食した際に出るごみは各出店者で処分してください。

③ 実証実験へのご協力

- ・今後の検討のため、出店者アンケート等のご協力をお願いいたします。
- ・購入者に対するアンケートの実施を予定しております。購入者に対するアンケート協力の勧奨について、可能な範囲でのご協力をお願いいたします。

(11) 出店者注意事項

- ・各種関係法令等を遵守すること。
- ・電力、水、その他出店に関わるものは、出店者各自で全て用意すること。
- ・出店の際には、下記食材のアレルギー表示を行うこと。
【対象】小麦・卵・乳・そば・落花生・えび・かに・くるみ・カシューナッツ
- ・出店の際には、次の衛生用品を備えること。
【衛生用品】ハンドソープ、ペーパータオル、アルコール消毒(調理用と手指消毒用)、調理用の手袋、次亜塩素酸ナトリウム溶液(キッチンハイター等)
- ・近隣施設等の迷惑とならないよう、騒音や振動、異臭などに十分配慮すること。
- ・出店終了後は、出店前と同じ状況へ戻すこと(原状回復)。
- ・販売品についての事故や苦情は、出店者の責任とし、迅速に対応すること。
- ・販売当日、JR 西日本による食の安全の取組に協力すること。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に該当する団体及び同団体の利益となる場合などは、出店できません。
- ・購入者が通路に溢れた場合や物販時の待機列などが周囲の通行の妨げになる場合はただちに安全及び動線確保を行うこと。
- ・雨天時についての実施可否は、原則出店者の判断で行うこと。台風や警報等が発生する

場合においては、主催者で中止を判断する場合があります。

- ・期間中、主催者が出店者等の写真を撮影し、実施報告、広告宣伝等のため、主催者のホームページその他の広報媒体に掲載する場合があります。あらかじめご了承ください。
- ・出店者が購入者等を撮影した写真を SNS、ホームページ等に掲載する場合は、本人の了承を得るなど、肖像権及びプライバシーに十分配慮すること。